

令和8年3月30日

大阪港湾局

大阪市港湾施設条例施行規則第13条第1項別表第5に基づく等級適用基準の一部改正に係る意見公募の実施結果について

上屋における等級適用基準の一部改正にあたり、「規則等を定める際の意見公募手続きに関する指針」に基づき、令和8年2月20日（金）から令和8年3月23日（月）までの間、意見公募を実施しましたところ、提出いただいたご意見はありませんでした。

この意見公募の結果を踏まえ、等級適用基準の一部を別添のとおり改正します。（令和8年4月1日改正予定）

お問い合わせ先

大阪港湾局施設管理部海務課（埠頭）

TEL:06-6572-4033

FAX:06-6571-7527